

第489回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫
(2) 発送年月日 令和4年9月2日(金曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和4年9月9日(金曜日)
午後2時
- (2) 場所: 県庁舎11階 第二会議室
仙台地方振興事務所水産漁港部 2階会議室
石巻合同庁舎 101会議室
気仙沼合同庁舎 応接室

議題

審議事項

- (1) まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について
(2) いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業(なまこけた網漁業)の制限措置(案)等について

協議事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

報告事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて
(2) 仙台湾におけるはえなわ漁業の操業条件の運用について
(3) 令和3年度さけ来遊状況及び令和4年度さけ来遊予測について
(4) 宮城県さけます増殖振興プラン(暫定版)について
(5) 令和4年度漁期の秋さけ種卵確保対策について

その他

出席委員

会長	關 哲夫(県庁)	委員	大江 清明(石巻会場)
会長代理	岩沼 徳衛(県庁)	"	鈴木 章登(気仙沼会場)
"	鈴木 政志(県庁)	"	伊藤 新造(塩釜会場)
委員	高橋 平勝(県庁)	"	千葉 富夫(石巻会場)

委 員 高 橋 一 郎 (気仙沼会場) 委 員 平 井 光 行 (県庁)

" 菊 田 守 (気仙沼会場) " 石 森 裕 治 (石巻会場)

欠席委員

委 員 尾 定 誠

委 員 館 田 あゆみ

" 木 村 千 之

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第489回宮城県海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB会議での開催となっております。

委員御発言の際には、スピーカーの操作等を行いますので、各会場で御対応をよろしくお願ひいたします。

本日の委員の出席状況につきましては、県庁5名、気仙沼会場3名、石巻会場3名、塩釜会場1名、計12名の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げいたします。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

配付資料には、右上に番号振っております。

まず資料1といたしまして、審議事項（1）「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」、資料3といたしまして、協議事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」、資料4といたしまして、報告事項（1）「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」、資料5といたしまして、報告事項（2）「仙台湾におけるはえなわ漁業の操業条件の運用について」、資料6といたしまして、報告事項（3）「令和3年度さけ来遊状況及び令和4年度さけ来遊予測について」、資料7といたしまして、報告事項（4）「宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）について」、資料8といたしまして、報告事項（5）「令和4年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」、以上8種類の資料となっております。御確認いただきまして、不足等ありましたら、事務局もしくはお近くの県当局の職員にお知らせいただければと思います。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

8番の鈴木委員、9番の伊藤委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

よろしくお願ひします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますのでよろしくお願ひします。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部事務局長お願ひします。

○事務局 阿部事務局長

資料1をお願いいたします。「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」御説明いたします。本委員会指示につきましては、沿岸たら刺し網漁業と沖合底びき網漁業との操業トラブル発生が懸念されたことから、たら刺し網漁業の操業実態を把握することを目的に、平成20年から操業が集中します牡鹿半島以北の1、2月に委員会指示を発動してきたものでございます。本日は、昨年の届出状況と操業状況について、御報告いたします。令和5年1月からの操業開始に向けた委員会指示の発動予定の内容について、あわせて御説明いただきまして、御審議いただくものであります。詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。

○關会長

はい、阿部技術主任主査、お願いします。

○事務局 阿部技術主任主査

はい。私から審議事項（1）「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）

について」を用いて御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきます。経緯でございますが、まだら固定式刺し網漁業は、秋さけ終漁後に、県の北部から中部の沿岸漁業者の主力漁業といたしまして、長年自由漁業として営まれておりましたが、まだらが沿岸に来遊する1月から2月にかけまして着業者が増えまして、漁場が混み合うことや沖合で操業が行われるようになったことにより、トラブルが懸念されたことから、制度化が検討されまして、平成20年度から宮城海区漁業調整委員会への届出漁業となりまして、操業方法や操業期間等を定めまして管理してきているところでございます。

本日、指示内容について御審議いただきまして、原案どおり決定された場合には、令和4年11月15日付けで指示を発動するとともに、同日発行の県公報に掲載する予定と考えております。

資料には記載されてございませんが、委員会指示が発動されました時には、漁業者の方々から届出書を受付けまして、こちらから届出済証を交付いたしまして、1月からの操業を迎えるといった流れになってございます。

続いて2. 委員会指示内容でございますが、(1)の制限期間と(2)の漁業時期ですが、1月1日から2月末日までとなっております。(3)操業区域につきましては、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面となっておりますが、資料の一番最後なんですけれども、16ページに操業区域図を載せてございますので、参考にしていただければと思います。(4)制限内容につきましては、操業する者は、宮城海区漁業調整委員会に届出をしなければならないという形になってございます。(5)条件ですが、いくつかありますて、操業期間中は届出済証を船内に備えつけなければならない。操業期間中は、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあっては船体の見やすい場所に表示しなければならない。操業方法は1日につき、朝刺し網(午前四時に投網し、午前七時に揚網する操業方法)又は留刺し網(朝刺し網以外の操業方法)のいずれか一方のみとする。漁具を敷設している間は周辺海域に待機しなければならない。朝刺し網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業する場合は、沖側の漁具に設定した標識(ボンデン)付近に待機し、無線チャンネルを通じまして、トラブル回避に努めなければならない。漁具には宮城県の規則で定める標識をすること。漁期終了後については、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。届出者は漁業者間で定めたルールを遵守するよう努めなければならない。といった条件が定められてございます。

次に、3. 委員会指示の変更点については、昨年度発動した委員会指示の内容からの主な変更点ですが、毎年指示を発動することから日付の更新を行うものとなってございます。

次に、2ページを御覧ください。まだら固定式刺し網漁業の操業状況について御説明いたします。まず、1の着業状況です。(1)年度別届出隻数・着業隻数・着業率という形で、平成20年度からの着業状況について、表とグラフをまとめております。昨年度については、一番右に記載がございますが、153隻の届出がございましたが、着業は56隻、着業率としては36%となっております。

また、中段の方に(2)としまして、漁船トン数別着業隻数を参考まで載せてございます。下の方にあります2の漁獲状況ですが、操業期間中の水揚量・水揚金額について平成

20年度からの実績を表とグラフにまとめております。昨年度につきましては、漁獲量が165トン、金額が3,200万円、単価が199円となっておりまして、いずれも令和2年度から微増となってございます。一番下にそれらをまとめたグラフがありますが、棒グラフが漁獲量となっておりまして、平成25年度、平成26年度は漁獲が多かったのですが、平成28年度以降は200トン程度で推移しているという状況でございます。

次に、3ページを御覧願います。旬別漁獲量及び漁獲金額といたしまして、令和元年度から令和3年度までの実績を月ごとに上・中・下旬に分けて記載しております。また、中段には、平成30年度から令和3年度までの漁獲量と漁獲金額についての推移をグラフに載せてございます。御覧いただければ分かりますように、1月中旬から下旬がピークになっているという状況でございます。

(3)組合(支所)別内訳の表を参考まで載せてございますので、御参考にしていただければと思います。また、表右側ですが、①から④としてまとめしておりますが、①の着業率については先ほど申し上げましたとおり36%となっておりまして、②の着業船平均出漁日数は13日となっております。③の着業船の最大漁獲量ですが、25日出漁しまして、約16トン、④の着業船の最大漁獲金額ですが、33日間出漁いたしまして、約360万といった実績になっております。操業状況の概要については以上となります。

次に、4ページから7ページにつきましては、委員会指示の主な変更点といたしまして、新旧対照表を載せてございます。左側が今回お諮りいただく内容、右側が昨年度の内容となっております。先ほど御説明しましたとおり変更点としましては、新たに指示を発動するにあたり、令和3年から令和4年といった形で日付の更新を行うこととなっております。その他の部分については、昨年度と同様となっております。

8ページから10ページにつきましては、委員会指示の内容を県の公報に掲載する形ということで縦書きにしたものが載せてございます。

11ページから15ページでございますが、届出書等の様式を参考に載せてございます。

事務局からの説明は以上となります。

○關会長

はい、ありがとうございました。事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから、番号及び氏名を述べ、御発言願います。

どなたか質問ございませんか。はい、平井委員。

平井委員お願いします。

○平井委員

2ページの漁獲量の一番下の推移をみても、昨年度も論議があったように記憶しているんですが、震災以降漁獲圧が激減して、その分、資源量も増えたけれども、魚体が少し小さくなっているとか、成熟するまでの年数が下がっているというのが大きな課題として残っていると思いますし、この状況が変わらず漁獲量が減ってきてているというような状況が見れるんですけど、令和3年度の資源評価の傾向を見てもそのような状況ということで、漁

業者としてはなかなか厳しい結果だと思いますけれども、そこはじっと我慢でこのような魚は、卓越年級群が発生しなければ、なかなか資源が増えないと思うんですが、そのためには環境面の問題もあると思いますが、加入量をいかに増やすか、産卵親魚を保護するような取組みをするなど加入条件をよくするなど良い環境が来るのを待つというのが一番いいと思うんですけど、それでも我慢をするという点で厳しい状況と、現在の届出制の中で資源を維持していって、一年ごとにモニタリングしていくのは大事なことですので、続けていっていただけたらいいと思います。以上です。

○關会長

続けてくださいとのことですので、よろしくお願いします。

どなたかそれに関係して御発言ありますか。

他の会場の方は、よろしいですか。質問ございませんでしょうか。

なければ、「まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。

○各委員

異議なし。

○關会長

全員の挙手を確認いたしました。

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

事務局は、公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（2）「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」を上程いたします。

県から説明願います。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項（2）「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」御説明申し上げます。

資料2をお願いいたします。今回につきましては、令和2年12月1日に施行されました改正漁業法によりまして、知事許可漁業におきましては、大臣許可漁業に準じまして、新たな許可手続き等が規定されたところでございます。許可の内容として制限措置を定めまして、海区漁業調整委員会の意見を伺い、その上で公示を行うこととなってございます。本日は、漁業法第58条において準用いたします同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき、11月から漁期を迎えますいるか突棒漁業及びなまこけた網漁業の許可に係る制限措置の内容につきまして、審議いただくものでございます。

本漁業につきましては、昨年9月の委員会におきましても制限措置の審議をいただいております。その際に、いるか突棒漁業の県外船となまこけた網漁業の許可の有効期間を1年間と定めていたところでございます。そのため、今回は県外船のいるか突棒漁業と県内船のなまこけた網漁業の令和4年度分の許可の制限措置を御審議いただくものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。詳細は担当から説明申し上げます。

○關会長

阿部技術主任主査、お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

審議事項（2）「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」、資料2を用いて説明させていただきます。

1枚おめくりいただければと思います。こちらが漁業法に基づく、海区委員会宛の諮問文書の写しとなっております。

続きまして、2ページの方御覧ください。2ページ、3ページが御審議いただく制限措置の内容となっております。2ページがいるか突棒漁業、3ページが小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）となっております。こちらにつきましては、後程、御説明させていただきます。

続きまして、4ページ御覧ください。いるか突棒漁業の概要でございますが、まず1にありますとおり、いるか突棒漁業につきましては、突棒により行う漁業でございまして、りくぜんいるか、いしいるかを対象とした漁業となっております。

次に、2の許可制に係る主な経緯についてですが、平成元年に海区漁業調整委員会の承認漁業に移行いたしました。その後、平成14年から知事許可漁業に移行してございます。

漁業の状況についてでございますが、3の（1）に漁獲実績を載せてございます。中段のグラフが漁獲数量の推移となっておりまして、近年はほとんど実態がなくなっているような状況でございます。また、下の表を御覧ください。いしいるかとりくぜんいるかの漁獲実績をまとめた表になっておりまして、割当頭数なんですけれども、いるかにつきましては、小型鯨類ということで国際的な資源保護の観点から、國の方から都道府県別に漁獲枠を定めて配分しております、それに基づいて、資源管理を行っているという形になってございます。令和3年度の実績が一番右にございますが、宮城県の漁獲頭数ですが、いしいるかが1頭、りくぜんいるかが11頭となっております。また、表の一番下の方なんですすけれども、許可件数といたしましては、県内船が3隻、岩手県船が4隻、北海道船が2隻となっております。

次に、5ページの方御覧ください。4の許可の概要でございますが、操業区域は宮城県沖合海面となっておりまして、漁業時期が11月1日から翌年4月30日までとなっております。船舶の総トン数は20トン未満、また、許可すべき船舶の数ですが、許可の有効期間が1年となっている県外船の公示枠といたしまして、岩手県が4隻、北海道が2隻という形になっております。また、許可の有効期間については、1年という形になってございます。先程申し上げました隻数の考え方でございますが、5の許可の対象にありますように、これまでの許可の運用といたしまして、この漁業の許可を受けまして、適正に操業し

た実績を有する者を対象としておりまして、許可の上限は27隻以内となっております。うち岩手県船が18隻以内、県内船が7隻、北海道船が2隻という形で運用しております。他県船につきましては、県庁間で必要希望数を取りまとめておりまして、結果として、昨年度と同じ公示枠の隻数となってございます。

続いて、6ページですが、こちらは参考までいるかの生態ですとかいるかの漁業についてということで、参考資料を載せてございますが、説明については割愛させていただきます。

続いて、7ページの方御覧ください。小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の概要について、説明させていただきます。なまこけた網漁業の概要についてですが、小型機船底びき網漁業という形になってございまして、第一種共同漁業権の区域内において、けた網を曳いてなまこを漁獲する漁業となっております。

次の許可制に係る経緯でございますが、平成17年度に、中部の漁協さんから、たも網やかぎ等で採捕できない共同漁業権区域の深場に生息しているなまこ採捕のため、新規許可の要望を受けまして、平成17年度以降は本格的な許可移行を視野に入れました特別採捕に基づく調査を実施してございました。令和2年度から許可制に移行したという形になってございます。

3の漁業の実態でございますが、漁獲の実績といたしましてグラフを載せてございますが、グラフの下に記載の6つの漁業支所でなまこけた網漁業を操業しております、直近の令和3年度は約40トン程度の水揚げになっているという形でございます。一番下には参考までに操業区域の図を掲載しております。

次に、8ページをお開きください。漁業者による自主管理体制としまして、共同漁業権の免許を受けた漁協支所におきまして、操業時間ですとか細かいルールを定めておりまして、操業管理規程にありますが、県との事前協議により承認を受けた上で運用している形になってございます。

次に、3の許可の概要ですが、制限措置といたしまして、操業区域としましては漁協が免許を受けた第一種共同漁業権の区域内であって、漁協の支所の書面による同意を得た区域となってございます。漁業時期は、11月1日から翌年3月31日までとなっております。船舶の総トン数は、3トン未満となってございます。また、公示枠となります許可すべき船舶等の数ですが、今回は184隻としております。漁業を営む者の資格ですが、操業区域に係る共同漁業権の組合行使権を有しまして、かつ、漁業協同組合と共同経営の者となっております。

また、(2)の許可の有効期間ですけれども、昨年と同様の1年としております。

続きまして、9ページ御覧ください。許可すべき船舶等の数（公示枠）でございますが、共同漁業権を有する漁協主体の資源管理型漁業というところで、許可の申請にあたりましては、操業管理規程ですとか操業計画書に基づいて、漁協と県との事前協議の上で、隻数を検討し定めております。上限の設定にあたりましては、これまでの調査又は操業隻数の実績の最大値を上限とすることを基本としまして、漁協支所の意向と資源利用状況を踏まえて設定してございます。

一覧表がございますが、こちらが今回の制限隻数の案となっておりまして、漁業権ごとに分けて記載しておりますが、前年と比較いたしますと、令和4年案として一番下に記載

ありますが、左から4番目の石巻市東部で3隻の減、また、石巻地区の中の桃浦・月浦・萩浜で1隻の減という形で、合計4隻減で184隻という形になっております。

次に、10ページを御覧ください。なまこけた網漁業の区域別漁獲実績という形で、各組合支所で調査してきた経過がございまして、CPUEということで桁幅1メートル以内の漁具を100メートル曳いた際の漁獲量の実績という形になってございます。棒グラフが漁獲量、折れ線グラフがCPUEとなってございます。100グラム未満のなまこは放流いたしますので、100グラム以上の実績が分かるような形で記載してございます。

全般的な話ですが、震災で水揚げがなくなった後、平成26年ごろから徐々に水揚げが回復しまして、CPUEも増加しておりますが、近年は減少している地区もありますので、今後も動向を注視していく必要があるというふうに考えてございます。

いるか突棒となまこけた網漁業の内容説明は以上となります、次のページに水産物流通適正化法の資料ございますが、こちらは審議後に別に説明がございます。

それでは、2ページの方にお戻り願います。今回御審議いただく内容となっておりまして、まず、いるか突棒漁業ですが、こちら先ほど御説明しましたとおり、岩手県4隻、北海道2隻で公示したいと考えてございます。(2)の許可を申請すべき期間ですが、令和4年9月14日から令和4年10月14日までと考えております。

続きまして、3ページ御覧ください。小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）ですが、こちらも操業区域における隻数を許可すべき隻数と記載してございますが、先ほど申し上げましたとおりの隻数となってございます。(2)の許可を申請すべき期間ですが、令和4年9月14日から令和4年10月14日までと考えてございます。

説明については以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

どうもありがとうございました。

県から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら発言願います。

なお、発言に対しましては、同じように挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて御発言願います。

御質問ありませんか。他の会場の方ございませんか。

○關会長

それでは私から聞きたいことがあって、漁獲実績のところで平成21年度までいしいるかがほとんどだったのが、それ以降はいしいるかが全くいなくなって、りくぜんいるかに変わって、しかも、漁獲量が非常に減ってきてています。これはどうしてこうなのか不思議なのですが、もし、お分かりになつたら御説明いただきたいのと、また、漁業としてどれぐらいの収入の漁業になっているのかが、分かりましたらお知らせお願いします。

芳賀さん、お願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

まず、震災を前後にして漁獲頭数が大幅に変わっているということなんですが、漁業実

態を御説明させていただきますと、震災以前は、冬から春にかけているか突棒を主たる漁業として操業されている方が2隻程おられました。震災以降、その専業で操業されていた方が漁業から撤退したということで、実際の漁獲努力量が減少したという状況でございます。あと、今現在の許可の経営としての生業の部分ですが、専業でいるか突棒に着業されている方がいらっしゃらないので、兼業の範囲内といった形で数トンの水揚げが行われております。今現在はいるか突棒を生業としている方はいない状況となりますが、国際的な資源保護の観点から現在も知事許可漁業として許可制度を運用しております。

○關会長

獲らなくなったということは、資源そのものは減っていないなくて、やろうと思えば突棒を専門で獲れる方がいれば、漁獲が増える可能性があるんですか。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

資源調査はしていないのでなんとも難しいところですが、漁業者さんから話を伺いますと、この数年間は以前と比較して来遊量は減少しているんじゃないかという感覚的な話ですけれども、そういう話がありました。

○關会長

どうもありがとうございました。他にございませんか。

大江委員、お願いします。

○大江委員

なまこのけたひきで聞きたいことがありますて、金華山以南での牡鹿、表浜、石巻東部の方が多くて、トン数も40トン前後で資源管理のもとで地域の皆さんは稚なまこの放流はしているのでしょうか。私女川なんですけど、女川は仲買さんが潜水してなまこを獲っています。女川は稚なまこの放流を大学でも色々やってても、結果的にはまだうまくいっていないんです。けたひきやっているところの皆さんには、稚なまこの放流なんかはしているんでしょうか。

○關会長

稚なまこの放流をなさっているかどうか、どなたか御存知ですか。

石森さん、お願いします。

○石森委員

今質問があったんですけども、石巻東部としては毎年行っていて、今年4年目に入りました。去年の最終の放流が2,000尾。今年は稚なまこがかなり獲れて、今陸上で餌をやりながらやっているのは4万6千尾くらいということです。そして、11月頃まで丘で飼育して、それで2センチから3センチになった稚なまこを放流するということで毎年やっています。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。大江委員からの質問に石森委員がお答えいただいた格好ですが、その他のところの情報は県でも把握されているんでしょうか。

○水産業振興課 阿部課長

ただ今、石森委員からあった東部管内での稚なまこの人工採苗の放流を行っていると、なまこの特別許可ではないんですけれど、谷川の地区でも人工採苗をしておりまして、東部水産漁港部が指導しながら、継続して取り組んでおります。4、5年続いておりまして、そちらも青年部が10人くらいで放流して、その効果はどのくらいかまだ分からぬですが、継続した取組を行っているところであります。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。
女川の大江委員はよろしいですか。

○大江委員

どうもありがとうございました。

○石森委員

青年部で親なまこを潜って獲って、排卵させて、稚なまこを産ませて、すぐ海上に離すと小さくて歩留まりが悪く、ある程度大きくなるまでやった年は2か月くらいで放流したんですが、去年は半年陸上で飼っていて、今年もそういう格好でやるということで、今年はかなりの数が獲れたので、青年部も一生懸命頑張っているところなんんですけども、ただ餌が高くて、ほんとに自分達で餌を作っていると。自分で作っていて、足りない時は県から買ったりしてやっています。ただ餌が高いです。どうか餌の値段を県の方で調整してもらえば助かるんですけども。

○關会長

ありがとうございました。各地で人工種苗の増殖をさせて放流するという活動が続いているようなので、参考にされたらいいんではないかと思います。

○大江委員

はい、隣なのでよく聞いてみます。どうもありがとうございました。

○關会長

はい、他に何かありませんか。

なければ、県から諮問のあった「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」は、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

挙手をお願いいたします。

○各委員
異議無し。

○關会長

はい、確認いたしました。全員です。

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、令和4年9月1日付け水振第464号により諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨答申することいたします。

なお、小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）について補足説明がありますので、県から説明願います。

後藤課長補佐さん、お願いします。

○水産業振興課 後藤課長補佐

資料2の一一番最後のページにあります、水産流通適正化法ということで、なまこけた網漁業に関連しまして、説明させていただきます。お手元の資料にもあるとおり、この水産流通適正化法ですけれども、正しくは特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律ということでございまして、冒頭、關会長からもお話がありましたとおり、令和2年の12月に公布されまして、今年の12月1日から施行される法律でございます。この流適法ですけれども、国内における違法漁獲物の流通防止のための法律でございまして、違法、かつ、過剰な採捕が行われる恐れの大きいあわび、なまこ、しらすうなぎを対象に規制を行うものでございます。また、この法律では、違法に漁獲された漁獲物の輸入防止、流入規制も定めてございますが、ここでは、あわび、なまこに関する取扱について御説明いたします。法律の施行にもありますように、何がどう始まるのかという部分ですが、この資料の下段にもありますように、まず、採捕される事業者の方から漁獲番号を市場へ伝達して、市場から仲卸や加工業者など流通事業者に番号を伝達していくものでございます。また、その取引におきましては、伝票などの取引の記録を3年間保存することを義務づけられています。また、スキームにもございますように採捕事業者、取扱事業者の方には事前に国、または県に採捕すること、取り扱うことを届出する義務となっております。この届出をもって事業を行うことができます。届出につきましては、先ほども説明がありましたが、すでに6月1日から国・県において届出の受付が開始されております。このため、県では採捕事業者に係る皆様につきまして、昨年から漁協さんなどと協議を行いながら届出に向けての調整を行ってきたところでございます。また、説明会なんかも開催しまして、支所の方へ周知を進めたほか、チラシなどを使って組合員に皆様などに周知を進めてきたところでございます。また、取扱事業者という部分におきましては、魚市場の皆様であったり、それに関連する事業者の方が対象となってきます。これからこういった説明を行う他に協力をお願いしまして、説明会等を開催したり周知というところで御協力いただきたいながら行っていきたいと思います。

○關会長

ありがとうございました。みなさまよろしくお願いします。

○岩沼会長代理

これうまくいくと思うだろうか、この前も我々役員会の中で話してたんだけども、16桁という数字を例えれば越前がににタグをつけてとかならやれるだろうけども、どっから持ってきたのか分かんないのが混ざっちゃったらどういうふうになっちゃうんだという話。だから、そういうの考える人は机の上だけでこういうのやれば良いじゃないかという感じで現場見てんのかなという話が役員会の中で出てきたから、今度、海区に行った時に聞いてみようかなと思ったんだけど、俺も警察協議会の会長やってんだけども、県の公安部がみんな相談してこういう話してたの、中国から来た話なのか。

○水産業振興課 後藤課長補佐

これは先ほども申し上げましたように法律でございますので、まずは法という部分の筋書きを目指して、私どもも進めているというところです。その中でうまくいくかというところ、色々な御意見あるところに関しては、私たちも現場に出て、色々な方と話をする中で御指摘いただいているところで、私どもとしてはこの法令が12月1日から円滑に履行できるように、それに向けて体制を整えていくようですね、努力していくということしか今の段階ではないのかなと思います。ただ、色々な御意見がある中で、1つ色々な御説明をすると、御指摘2つ3つ返ってきてる部分あるんですけど、まずは1つ1つ課題をクリアしながらということで考えていますので、よろしくお願ひできればと思っております。

○岩沼会長代理

仲卸が安く買った時に誰が番号振ってあるあわびだと分かるのかという話。私が何言つたって決まったことなので、それを守るようにしなければならないんだけど、難しいなというふうには思います。

○關会長

今の岩沼会長代理の御発言を含め、今後、その制度が良好に施行できるように、意見を汲み上げて、今後の施行が健全になるように県の方の取組をしっかりとお願ひしたいと思います。

高橋（平）さんどうぞ。

○高橋（平）委員

これに関連して、16桁の漁獲番号はあわびやなまこ1個ずつにそれぞれついているのでしょうか。

○水産業振興課 後藤課長補佐

まず、漁獲番号の話なんですが、資料の中段に漁獲番号または荷口番号の伝達というところがございますけれども、流通の過程におきまして、当初この漁獲番号というものが、16桁というところがありますけれども、この16桁の内訳というのが、まずは事前の事業者の届出という部分で、7桁の番号が付される形になります。いわゆるその7桁に関し

ましては、届出いただけた方々、1つ1つに違う番号、いわゆる背番号がつく形でございまして、その届出する番号プラス流通する取り扱いする月日の日付が、7桁の次に入りまして、最終的には3桁のいわゆる品目を表す番号がつく、それを16桁の番号で構成されているのが漁獲番号となります。この漁獲番号につきましては、最後の団体から市場にあがって、それをまた購入される卸の方、ずっと同じ番号でいくことも可能なんですかけれども、例えば市場の中に多くの方、多くの事業者の方からあわび、なまこがあがってくる場合には1つ1つつけていると、非常に混乱を招くというところもございますので、そういうついた当初の漁獲番号を消費の段階まで流通させていくこともできるし、それに変えて荷口番号というものをつけて、とりまとめして、以降の流通にその番号を付してやることもできるという形になっています。なので、そこは先ほど御質問があったように、1つ1つをという部分はあるんですが、1つ1つのケースもあれば、まとまったロットに1つのロットに変えて番号を付してやるというやり方も出来るというスキームになっています。

○關会長

よろしいですか。

○高橋（平）委員

はい。

-----審議事項終了-----

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に入ります。

協議事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。はい、千葉さん。

○事務局 千葉主査

私の方から、資料3、協議事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」御説明させていただきます。

まず、1ページ目御覧いただきたいと思います。こちら、神奈川海区漁業調整委員会事務局の方から、今年度の東日本ブロック会議の開催及び令和5年度総会に向けた要望事項について照会がきております。前回の海区の際に、開催方法のアンケートが来ておりまして、このような形で回答しましたと御報告させていただいたと思うんですけれども、その結果が取りまとまりまして、各都道県の委員会間の自由な意見交換も必要であるということ踏まえまして、ZoomによるWEB会議方式で開催することに決定いたしました。今後の詳細に日程については、追って神奈川海区から連絡が来るとのことでしたので、その際改めてお知らせしたいと思います。

次、2ページ目をお願いいたします。要望事項とりまとめの留意点についてとあるんですけれども、記載のあります1から5について、留意して要望するようきております。

次、3ページお願ひいたします。昨年度の東日本ブロック会議に提出した各海区からの要望事項の一覧となっておりまして、合計で28題あります。その中で、当海区委員会の方からは、下線を引いてあるんですけれども、Ⅲの太平洋くろまぐろの資源管理について、Ⅳの沿岸漁業と沖合漁業（大中型まき網漁業）の調整について、次のページにいきまして、Ⅴの外国漁船問題等についてのロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策についてということで、3題について要望しておりました。

その結果が、8月3日付けで水産庁の方からきておりまして、その結果をうけまして、事務局で令和5年度総会に向けた要望事項案を作成しましたので、そちらを今回協議していただきたいと思います。

5ページお願ひいたします。5ページ目から、今回協議していただく内容となっているんですけども、こちら、今回通知発送させていただいた際に同封させていただいたものと同じ内容となっているんですけども、こちらを用いまして御説明させていただきたいと思います。

まず、太平洋くろまぐろの資源管理についてということで、右側の令和4年度に要望した内容としましては、6ページにありますが、本県沿岸では、くろまぐろは定置網の他、かじき等流し網漁業等、その他漁船漁業でも混獲されるが、いずれも魚種を選択した採捕が困難であり、くろまぐろ以外の魚種も含む水揚げの減少が懸念されることから、沿岸漁業への漁獲枠の配分について、十分に配慮することということで要望しておりました。その要望に対して水産庁からの要望結果としましては、2022年漁期におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2020年の6か年の最大漁獲実績に応じて、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行ったという回答がきておりました。それを踏まえまして、前のページに戻っていただき、令和5年度要望事項案というところで、まず、要望に至った経緯ですが、網掛けしている部分が昨年度から変更している部分になるんですけども、2段目の加入量指標の調査期間について、昨年度は平成23年から平成29年としておりましたが、今年度要望事項の方では平成23年から平成30年と数字の方修正しております。その他の部分は修正しておりません。6ページにいきまして、参考と一番上に書いてあるんですけども、宮城県の定置網の水揚状況ということで、昨年度は令和2年の1月から12月の水揚状況を記載しておりましたので、令和3年の1月から12月までの数値に修正しております。要望結果等を踏まえまして、今年度の要望内容は昨年度と同様の内容で継続して要望したいと考えております。

7ページお願ひいたします。沿岸資源の適正な利用についてということで、まず、要望としては、沿岸漁業と沖合漁業（大中型まき網漁業）の調整についてということで、令和4年の要望事項については、下の要望内容のところですけれども、沿岸漁業者と大臣許可漁業者との調整について、両者の共存共栄のため、必要に応じて当事者同士の話し合いの場の設定に努めるとともに、案件に応じて国が主導して円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこととして要望しておりました。それに対しての要望結果としまして、水産資源の持続的利用に向けて、適正な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業

種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたいというような回答がきております。こちらを踏まえまして、令和5年度に要望する案として、要望に至った経緯としましては、網掛けの部分が修正した箇所でございますけれども、一番下のところ、これまでも、まき網船と沿岸漁船との間で漁具被害の発生や漁獲物の海洋投棄による問題が生じていた。さらに、沿岸漁業において、深刻な不漁が続いており、新たな魚種の水揚げや、新たな漁業許可導入等の給付を進める上で、大臣許可漁業との調整をしていく必要があるため、今年度も昨年度と同様の内容で、継続して要望していきたいと考えてございます。

9ページお願いします。外国漁船問題等についてということで、要望としては、ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策についてで、令和4年度の要望事項についてですけれども、10ページの方にいきまして、要望内容なんですけれども、①、②、③と3つ昨年は要望しております。①として、我が国排他的經濟水域内に入域し操業するロシア大型トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための体制を構築すること。②として、現実に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。③として、引き続き、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定することとして要望しております。要望結果としては、下に①から③とあるんですけれども、少し長いので割愛させていただきたいんですけども、こちらの要望結果を踏まえまして、9ページに戻っていただきまして、要望に至った経緯のところですけれども、網掛けの部分が修正した箇所になります。2段目のところ、本県沖合では、「秋から春にかけて操業が行われているが」と言葉を修正しております。その下、米印で削除となっているんですけども、昨年度の要望のところで、また、本県関係漁業者からは、いとひきだらはかじき等流し網漁業の主漁獲対象であるめかじきの重要な餌資源であるとのことから、ロシア大型冷凍トロールの操業が水産資源に与える影響を懸念しているとあるんですけれども、こちら水産庁からの回答で、国や水産研究・教育機構で資源評価を行った上で漁獲割当量を設定しているとのことでしたので、今回要望から削除させていただければと思っておりました。このことから、要望内容の①と②は継続して要望し、③については削除ということを要望したいと考えております。

12ページからは、水産庁や関係省庁からの要望結果となっておりますので、後程、御確認いただければと思います。私からの説明は以上です。

○關会長

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので質疑に入ります。同じように、発言される場合は

挙手の上、議長の指名を得て番号を述べて、意見を述べてください。どなたか御意見ございませんか。

高橋（平）委員。

○高橋（平）委員

7ページの沿岸漁業と沖合漁業の調整についての要望に至った経緯、下から3行目の給付。これは給付という言葉でいいんでしょうか。ちょっと意味がわからないのですが。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

申し訳ありませんでした。給付ではなく、検討でした。

○關会長

修正をお願いします。7ページの網掛けの部分、給付というところを検討と修正をお願いします。

○關会長

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、協議事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」はこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項（1）「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部技術主任主査、お願いします。

○事務局 阿部技術主任主査

報告事項（1）としまして、「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」、資料4を用いて、説明させていただきます。

1枚おめくり願います。令和4年度秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについてですが、例年、秋さけ漁業の申請の受付を終えた後に新規枠の申請があった場合ですか、上限隻数の枠を超えた申請があった場合に、審議事項といたしまして、海区漁業調整委員会で承認の御審議をいただくものとなっておりますが、今年度につきましては、新規の申請がありませんでした、承認隻数の枠の中で継続の申請のみとなっておりましたので、今回は報告事項として御説明させていただくものです。

まず、1の内容ですが、8月に開催いたしました海区漁業調整委員会において、指示内容について協議・御審議いただきまして、8月9日付けで令和4年度漁期の秋さけ固定式刺し網漁業に係る委員会指示を発動してございます。その指示に基づきまして、結果でご

ざいますが、中段、3の今年度申請隻数にございますように、継続申請隻数が123隻、また、新規承認申請隻数が0という形なんすけれども、枠の中で申請があつたという形になつてございます。その内訳についてですが、2ページ御覧ください。こちらが支所・漁協ごとに承認許可隻数に対して、どの程度申請があつたかというものをまとめてございますので、御参考にしていただければと思います。

続いて、3ページ御覧ください。今後のスケジュールについてですが、下から2つ目になりますけれども、9月中旬から今回申請いただいた継続承認者等へ承認証を交付いたしまして、9月25日から操業開始に向けて進めまいりたいと考えてございます。

簡単ですが、説明は以上となります。

○關会長

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。
他の会場はないですか。

○關会長

なければ、報告事項（1）「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（2）「仙台湾におけるはえなわ漁業の操業条件の運用について」を上程します。県から説明願います。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

報告事項（2）といたしまして、「仙台湾におけるはえなわ漁業の操業条件の運用について」、資料5を用いて説明させていただきます。

1枚おめくり願います。仙台湾におけるはえなわ漁業の概要ですが、はえなわ漁業は従来から主にすずき等を対象に営まれてございます。昭和54年に宮城海区漁業調整委員会への届出制となりまして、漁業時期や操業条件に関する委員会指示を毎年発動いたしまして、漁業秩序の維持を図っているところでございます。一方で、昨年度からこのはえなわ漁業によりまして、とらふぐの漁獲が行われております。今年度さらに着業隻数が増加している状況となっております。

委員会指示の内容についてですが、2にございますように、制限期間、漁業時期について、1月1日から12月31日までの周年でございますが、操業区域については、金華山山頂真南の線以西の仙台湾という形で、制限内容ですが、流し網、はえなわ漁業及びはえなわ漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに海区漁業調整委員会に届出をしなければならないという形になっております。また、（5）の操業条件といたしまして、漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならないとい

うかたちになってございます。

3の届出件数の推移でございますが、グラフと表がございますが、御覧いただければ分かりますように、令和3年は届出隻数14隻だったのに対して、令和4年は59隻というかたちで4倍以上となっている状況です。

とらふぐにつきましては、今年度多くの着業隻数が認められたことから、4番にありますように漁業者によるとらふぐの自主管理といたしまして、仙台湾小型漁船漁業部会の方で、仙台湾におけるとらふぐのはえなわ漁業について、今年度から自主調整方針を策定しまして、きめ細かなルールを定めて操業しているところでございます。この自主調整方針の概要でございますが、操業期間が9月1日から翌年1月31日まで、操業時間が日の出から13時までとなっております。また、操業区域は仙台湾使い分け漁場の刺網・せん・かご操業区域となっておりまして、操業制限及び条件ですが、敷設する1張の長さは750メートル以内、針数は100本以内、最大で7張までとする。また、35センチ未満のとらふぐを漁獲した場合は歯を切らず放流することなど、細かいルールを定めて操業されているという形になります。

5の操業条件の運用についてですけれども、委員会指示は、夜間に漁具の敷設を行うはずきのはえなわ漁業等を前提とした操業条件となっており、日中に操業を行う他の漁業とのトラブルを避けるため、原則として漁具の敷設時間を日没から日の出までとしておりました。一方で、とらふぐのはえなわ漁業ですが、日中の操業となっておりまして、操業条件は満たしていないですけれども、他の漁業とトラブルが生じないように仙台湾小型漁船漁業部会の方で主体となっていただきまして、自主調整方針を定めて操業しております。漁業秩序の維持が図られていることから、はもう漁と同様に操業条件の例外として運用してまいりたいと考えております。

○關会長

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから発言願います。
どなたかございませんか。大江委員どうぞ。

○大江委員

とらふぐの漁獲量と、あとこれ操業区域仙台湾使い分け漁場刺し網となっているですけど、仙台湾と共同漁業権あるんですか。ありますよね。ならどこからいっても操業できますよね。

○關会長

はい、お答えできる方。

鈴木会長代理お願いします。

○鈴木会長代理

今、大江委員が言ったことに対する回答なんんですけども、仙台湾の使い分けというのは、小底底曳きとの協定なんですよ、1年間。その使い分けの区域の中で、刺し網を使う漁場

の中でしかできないということです。分かりましたか。

○大江委員

じゃあ、とらふぐもこっちから行って沖合とか共同漁業権はないということですか。

○鈴木会長代理

共同漁業権はもちろん共同漁業権内でできるんですけども、あくまでも仙台湾の刺し網委員会で決めたことであって、ただ、それに対して中部の漁業者ですよね、とらふぐする。仙台湾の中のルールに従って操業してもらうということですよ。

○大江委員

じゃあ、うちちら中部はそこには行って出来ないという認識でいいんですね。

○鈴木会長代理

いやいや、出来ないんじゃないんです。あくまで仙台湾のルールの中で従って出来るんであれば、大丈夫ということですよ。

支所にも言ってるはずなんんですけど、仙台湾使い分けの図があると思うんですよね。底曳きとの。その要領によって操業可能ということです。

○大江委員

分かりました。あの近年、温暖化で南の魚が北にのぼってきている状況の中で、まだ、たちうおのはえなわとか、あかむつの刺し網とか色んなことが聞こえてくるんで、そうなると色んなトラブルも出てくるのかなと思って、今聞きました。分かりました。

○關会長

今、鈴木会長代理の御説明を御理解いただきて、出来ないのではないので、ルールに従ってやってほしいとのことです。よろしくお願いします。

○關会長

他にございませんか。

なければ、報告事項（2）「仙台湾におけるはえなわ漁業の操業条件の運用について」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（3）「令和3年度さけ来遊状況及び令和4年度さけ来遊予測について」を上程します。県から説明願います。

○水産技術総合センター 白石研究員

令和3年度さけ来遊状況及び令和4年度さけ来遊予測について、説明させていただきます。

令和3年度（2021年度）の県の来遊状況です。2021年度実績は、来遊数が37,000尾、前年比で20%，沿岸漁獲数は27,000尾、前年比18%，河川捕獲数は11,000尾、前年比31%，金額は8,300万円、前年比20%，採卵成績は9,595千粒。

来遊数のグラフです。横軸に年度、縦軸に来遊数となっております。緑が河川捕獲数、青が沿岸漁獲数となっております。

次のページ、北部・中部・南部で分けておりまして、左側が来遊数、右側が来遊比率となっております。

次のグラフ、県の水揚金額と平均単価となっておりまして、横軸が年度、左の縦軸に水揚金額、右の縦軸に平均単価。青が金額ございまして、来遊数の減少とともに少なくなっています。平均単価については、高くなっております。

旬別の沿岸漁獲数でございまして、横軸に月・旬、沿岸漁獲数が縦軸になっております。2019年から色分けしております、2021年は丸が付いた赤色となっております。このところ低位で推移しておりますが、2021年は前年より更になだらかなグラフとなりました。

次に、旬別の河川捕獲数でございまして、同じく横軸に月・旬、縦軸に河川捕獲数となっております。2021年は赤い丸がついた折れ線ですが、ピークが11月上旬になっております。

令和3年度の来遊状況、こちら水研機構のとりまとめ資料でございます。一番左に道県別にとっておりまして、総来遊数を2021年度、2020年度、対前年比でとっております。北海道の日本海側で前年並み、本州は少なめでございまして、特に太平洋側が少なめです。

令和3年度の河川捕獲魚の年齢組成です。2年魚が3%，3年魚が20%，4年魚が57%，5年魚が20%，6年魚が0.1%未満となっております。

来遊数に対しての年齢別のグラフでございますが、色分けは先ほどと同じようになっておりまして、2019年以降減少しております。2021年度は、全ての年齢で減少が顕著でございました。

2021年、来遊数（資源）の減少についてでございますが、水研機構のとりまとめ資料から転記しております。左側のグラフ、本州太平洋側におけるサケ年齢別来遊数ということで、太平洋全部の推定値でございます。右側のグラフは、宮城県河川の年齢別捕獲数となっておりまして、上段が気仙沼大川、下段が旧北上川です。2021年は全ての年齢の来遊数が非常に少ないため、全体の来遊数は低水準であった前年よりもさらに少なくなりました。

海域別旬平均海面水温偏差の時系列でございまして、右下の図、海域2が北海道南東方と海域4が本州東方でして、平年値1991年から2020年、世界気象機関に準じているそうですが、こちらの平均値に対して高いものを赤いデータのグラフ、低いものを青いデータのグラフというふうに読んでいきます。こちら気象庁のホームページですけれども、こここのところ稚魚降海時期に水温が高めの傾向にありました。稚魚降海後、沿岸水温等の環境要因によって減耗した可能性が指摘されてきております。

令和4年度の来遊数予測でございます。実績値が青い棒グラフでございまして、緑色の

丸の折れ線グラフがコホート解析法、実は昨年まではこの方法だったんですが、こちらを参考といたしまして、今回はシブリング法という予測法を用いております。シブリング法というのは、水研機構等も方法を提案しております、実際に北海道等がやっていたのですが、宮城県ははずれていたので、水研機構と共同研究という形でやりました。以前のコホートは最近うまくいっていないので、シブリング法での予測にしたところです。シブリング法は、同じ年級群、生まれ年が同じものの若い個体から翌年の年齢の個体を取り除く方法でございます。以前はコホートが実績値に近かったのですが、グラフのとおりですが、2020年ころからは赤色のシブリング法の方が実績値に近い形になっておりまして、シブリング法の精度が高くなってきておりましたので、こちらを用います。令和4年度の予測値は、来遊数 67,000 尾、
44,000 尾から 106,000 尾の範囲となる確率が 80% となっておりまして、この予測に幅があることに留意願います。

まとめでございます。令和3年度の来遊数は 37,000 尾、前年度の 20% でございます。令和4年度の予測ということで、シブリング法による予測で 67,000 尾 (44,000 尾から 106,000 尾の範囲となる確率が約 80%)。しかしながら、2021年度の来遊は全般的に低水準であり、その後も同様の傾向が継続することも考えられ、2022年度の来遊数が予測値を下回る可能性があります。令和4年度についても、来遊数は引き続き低水準と予測されます。さけ資源維持のため、種卵確保と健苗育成が重要であると考えられます。私の報告は以上です。

○關会長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから発言願います。
どなたかございませんか。

はい、平井委員。

○平井委員

何年か前から不漁と言われていて、ここ3、4年水温が高く推移しているのが原因ではないかという御指摘だと思いますけれども、水温が高い時には、黒潮系の水海が強いとか違う漁場の水塊が強いとかいう要因とかあると思うんですけども、水塊が違っていると、餌成分とかプランクトンの成分が違うと思うんですけども、この付近における胃の内容物だとかプランクトンの研究とか、どの辺まで進んでいるんでしょうか。

○水産技術総合センター 白石研究員

ありがとうございます。水温が高いということで、先程沿岸付近が高いということは水研機構で御指摘しているところでございまして、海面についても、水研機構の方から暖水系の割合が高い、対馬暖流も影響を及ぼしているのではないかという報告もございます。いずれ、この海洋環境ということですね、今年の春はよかったです。ちょっと例外かもしれません。プランクトンについてですが、こちらも水研機構の方々が北海道や岩手県の調査を行い、その結果が明らかになってきております。さけの餌として重要なのが、やはりカイアシ類であろうということが言われておるんですが、そのカイアシ類も冷水系

のカイアシ類と暖水系のカイアシ類に分かれており、実際に冷水系のカイアシ類の方が多くてさけの餌資源としては重要ではないかという御指摘もあります。そして、暖水系のカイアシ類が最近どうも増えているようだと。生物量が少し少なくなってきたているんではないかということが唱えられておりまして、実際、三陸も対象にして水研機構の仕事が進んできておりまして、カイアシ類に着目して今後結果が出ると思われます。

○關会長

ありがとうございます。平井委員よろしいでしょうか。

○平井委員

はい。ありがとうございます。

○關会長

私からも1つお尋ねしたいんですけども、前回の会長挨拶の時に少し触れたんですが、NHKで放映された翼足類が海水のpH低下のために殻が溶けて、さけが食する飼料の減少によってさけが減っている可能性があるということだったんですけども、これについて研究レベルで何かトピックスが出ていれば教えていただきたいんですが、ありますか。

○水産技術総合センター 白石研究員

今のところ、直接何かあったという報告はないです。ただ、暖水系の魚が減ってきている要因の1つとして考えられているのかもしれません。今持ち合わせている情報はないのですみません。

○關会長

ありがとうございます。

他にございませんか。

なければ、報告事項（3）「令和3年度さけ来遊状況及び令和4年度さけ来遊予測について」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（4）「宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）について」を上程します。県から説明願います。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

秋さけ増殖事業につきましては、昭和50年代から国に先行して行ってきたところでございます。その後、平成に入りまして、だいたい6,000万尾ぐらいの放流で安定しておりました。平成20年には350万尾近い来遊がございまして、本県の需要が漁業者だけではなく、加工屋さんなどにも需要がありました。先ほど白石さんからも御報告がありましたとおり、昨年は37,000尾ということで、その多かった頃の1%という状況でございます。

平成29年にさけます増殖振興プランを作りまして、これまで取り組んできたんすけれども、こういった状況になりますと、プランに基づく取り組みが現実的ではないという状況に至っております。このまま、各ふ化放流団体が取り組みを進めていくと、共倒れといいますか立ち行かなくなつて、ふ化放流事業そのものが続かなくなつてしまうということと、この状況を改善するためには、みんなで解決向上に向けて取り組んでいかなければいけないということで、昨年からプランの見直し作業に着手をしたところでございます。

ふ化団体、それから増殖協会、水研協会、関係機関の皆様の了承が何とか得られたということで、今回御報告をさせていただきます。担当の方から詳細は説明いたします。

○水産業基盤整備課 鈴木技術主任主査

私の方から、報告事項（4）「宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）について」説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、資料の方が2つございまして、A4横の概要版とA4縦の方が本文となっております。

それでは、概要版の方から説明いたします。左上1番、宮城県さけます増殖振興プランの見直しとございます。先ほど課長からお話もありましたとおり、県では平成29年度に宮城県さけます増殖振興プランを策定しておりました。これを現行プランと呼ばせていただきます。この現行プランにつきましては、10年間の計画としておりまして、第1期として、震災からの復旧を含めた生産体制を整える内容となっておりまして、その期間が令和2年度までとしておりました。

その後、令和3年度から第2期に移行いたしまして、水揚協力金を原資としてふ化放流事業がまわせるような体制を目指していくということで計画を立てておりました。

しかしながら、昨年度の来遊、先ほど御説明にもありましたとおり37,000尾ということで、現行プランの目標値に対して1.5%，種苗放流数につきましては、昨年度で950万尾で目標に対して16%，回帰率に至っては0.06%ということで著しく減少している状況でございます。現行プランの掲げた内容と現状に大きな乖離が生じているところで、右側の3番方向性でございますが、現行プランの第2期に移行できる状況ではないということで、まずもってこの厳しい状況を乗り切って、早急に回帰率の回復向上を図ること、また、ふ化放流体制の抜本的な見直しによる持続可能な事業実施体制の構築を図るということを目的としたとして、現行プランを見直しまして、新たに暫定プランを策定することといたしました。

中央の下半分が暫定的なプラン、ここでは暫定プランと呼ばせていただきますけれども、その概要を記載しております。大きく2つの柱を立てておりまして、1つが安定的な資源造成にかかるものとして、種卵及び放流稚魚を最大限に確保する、もう1つが、回帰率の回復・向上に向けた取組を行うものとしております。もう1つの柱として、放流事業の実施体制にかかるものということで、ふ化放流団体の経営面を考慮した持続可能な事業実施体制を検討していくというものでございます。これらの取り組み内容につきましては、この後本文で御説明いたします。また、右側の緑色の枠囲いがございまして、別冊ふ化放流計画書とございます。こちら暫定プランに基づいて、各団体さんの例えば機能連携・集約といったような取組を含めた団体ごとの計画を策定することとしておりまして、左側の

本文と別冊を併せて暫定プランとしております。

右下の5番ですけれども、今後の来遊状況がなかなか見通せないという状況もございますので、暫定プランに基づいて行った取組については、毎年度検証していくことと考えてございます。現行プラン最終年度（令和8年度）を目処に、その時点での状況を踏まえて、今後の取組状況を検討してまいりたいと思っております。今後、来遊の状況が好転いたしまして、例えば6千万尾の放流が達成出来るといった時点においては、現行プランを第二期に移行することを検討してまいるというところでございます。概要の説明は以上となります。

続いて、本文について御説明させていただきます。時間もございますので、要点に絞って御説明させていただきたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、右下にページが振られてございます。1ページ目お開きください。ただいま御説明いたしました平成29年度に策定した現行プランの経過を記載しております。

続きまして、2ページ目をお開きください。ここでは、現行プランの目標値と現状の比較ということで、来遊尾数の他に、例えば、水揚金額につきましても、全県で昨年8,300万円ということで目標に対して3.5%，水揚協力金も水揚金額の7%でございますので、全県で580万円ほどとなってしまいました。

続きまして、3ページ目をお開きください。ここでは、暫定プラン策定に係る基本的な考え方を記載してございます。2つ目の四角にございますが、本県の秋さけ資源は、長年のふ化放流事業により造成されたものであり、将来にわたって当該資源を有効に利用するためには、引き続き、ふ化放流事業の実施は必要であるということを考えております。その下の四角でございますが、これまでの方法を単に踏襲するのではなくて、取り巻く環境に合わせた事業体制に切り替えて、かつ、継続できるようこの①、②の取組を進めていくこととしてございます。①の部分は、できる限り種卵確保することというところと、回帰率の向上を図るために、近年の海洋環境の変化を加味した適期・適サイズでの種苗放流を徹底するというところでございます。②の方は、ふ化場の機能連携や統合・事業の休止も含めた体制の抜本的見直しを図っていくというものでございます。この①、②の基本的な考え方のもと、暫定プランを策定するものとしてございます。

続いて、4ページ目お開きください。4ページ目以降、現状と課題ということで記載させていただいてございます。先ほどの御報告にもございましたとおり、来遊状況の現状は御説明ございましたので割愛させていただければと思っております。

8ページ目お開きください。8ページ目、9ページ目は、このふ化放流事業に関わる関係者様との事業の取組状況について記載しております。8ページ目の(3)のところでは、ふ化放流団体の取組ということで、4つ目の黒丸ですけれども、現在、ふ化放流団体はそれぞれ人件費等の削減に取組んでおり、経費を圧縮する努力を重ねられております。しかし、来遊尾数が減少している中で、なかなかこの運営は難しい状況になっております。

9ページ目お開きください。(4)のところで、県による事業の実施とあります。これまでふ化放流団体が生産した放流稚魚は、国の事業も活用しながら買上というものを実施しておりました。昨年なんですが、放流稚魚が減少することによって1尾あたりの生産経費が増加しているというところから、国とも協議した上で、令和3年度に買上の単価を引き上げさせていただきました。また、(5)の海面漁業者さんとの協力体制について記載して

いる部分でございます。さけの漁獲量が少ない中で、漁業者の方々も大変厳しい状況ではございますけれども、水揚協力金での協力体制をはじめ、海産親魚の確保、海中飼育の取組について、さらなる協力体制が求められている状況でございます。

続いて、10ページ目お開きください。10ページ目以降が、具体的な取組内容と記載してございます。資料の右上に新規と記載してございますが、現行プランから引き続き取組を継続するものもございます。暫定プランから初めて追加したものを新規として記載してございます。ページ中央の黒丸、同方針ではとございますが、ここでは暫定プランの目標に係る部分の記述をしているものです。河川遡上親魚や海産親魚の最大限の活用、他道県さんの種卵を確保することで、前年度の放流尾数の実績に対して、20%の増加を目指していくということを目標とおいております。令和3年度の目標放流尾数が950万尾ですので、令和4年度の目標尾数が1,150万尾程度ということで設定しております。

11ページ目お開きください。ここでは、親魚採捕と種卵確保の見直しについて記載してございます。親魚の採捕・採卵につきましては、3つ目の黒丸のところで記載しておりますとおり、作業の効率化とか或いは経費の削減といった観点から、これまで単独でさけの採捕とか採卵をしていたものを、複数の団体が協力して共同で採捕する或いは採卵する取組を進めていくというものです。その下の4つ目の丸ですけれども、採捕の際に、未熟な親魚が混ざっている場合もあります。そういった未成熟の魚であっても、できる限り蓄養して採卵に使用することということで記載してございます。その下、河川遡上の促進ということで、こちらは漁業者さんの協力のもと、各水系協会で判断していただいて、網揚げを実施していただくということや、海産親魚の最大限の活用と書いてございますが、定置網などで漁獲されたさけから直接採卵する海産親魚の取組をこれまで以上に進めさせていただく。また、漁業者の方々には、漁獲とか運搬の際にこれまで以上に丁寧に魚を扱っていただいて、一粒でも多く種卵を確保できるように御協力をいただくというものでございます。

12ページ目お開きください。他道県産種卵の活用と書いてございます。令和2年度、令和3年度は山形県さんの御協力いただきまして、約440万粒の卵を移入いたしました。こちらの卵につきましては、それぞれの河川に遡上するさけの遺伝的多様性を守るという観点から、河川に放流せず海に直接放流するということを行ってまいりました。ただ昨年度の来遊尾数を考えますと、やはり本県のさけ資源がリセットされます。これから新たに資源を作っていくかなければいけないということで認識しておりますと、今後、他道県さんからいただいた卵で育った稚魚につきましては、河川で放流できるようにしていきたいというふうに考えております。また、このような稚魚を4年後どれだけ帰ってくるのかというのはモニタリング調査を継続していきたいと思っております。

13ページ目お開きください。回帰率の回復・向上に向けた取組ということで、適期・適サイズの放流基準の再検討とございます。今の基準は、昭和50年代の海洋環境の調査結果に基づき掲げられたものでございまして、やはり、その当時と現在では大きく異なるといったところで、現在の海洋環境のデータとか国の調査の結果をもとに基準を見直していく。県といたしましても、沿岸域の環境調査とか必要な調査を今後新たに実施していくということを検討していきたいと考えております。

続きまして、15ページ目お開きください。ふ化放流団体さんの経営面に関わる取組と

ということで記載してございます。2番、持続的な事業実施体制の構築と記載してございます。(1)の1つ目の黒丸ですが、ふ化場の連携や集約化、休止も含めた体制の抜本的な再構築を図る。いわゆるふ化場では、人件費や水道光熱費が生産経費の大部分を占めておりまして、集約化を図ることによってふ化場施設の一部稼働させないことで経費を抑えるといった関連の部分でございます。(2)の水揚げ協力金の運用の検討につきましても、当面は現状の7%を維持させていただくということを考えておりますが、今後の状況に応じてその運用の考え方も検討が必要かと思っております。

続きまして、16ページ目お開きください。(5)の施設整備或いは施設の有効利用の部分ですが、黒丸3つ目ですけれども、ふ化場の集約によって遊休化するような施設があった場合、さけ以外の魚種の種苗生産を行ったりして、ふ化放流団体の経営安定化を図ることを検討してまいりたいと思っております。(7)ですが、内水面のふ化放流事業者の方々と海面漁業者さんの連携強化ということで、これまで以上に連携を強化いたしまして海産親魚の確保など、大変重要だと認識しておりますので、これまで以上の協調体制を構築していくといったものでございます。

続きまして、次のページ緑色の枠囲いになっておりますが、こちらが暫定プランに基づいて各団体さんで具体的な計画を記載するものになっております。1枚お開きいただきますと、宮城県の地図が付いておりまして、さけふ化放流体制概念図と記載してございます。ふ化場の機能連携集約のイメージを図示したものでございまして、丸とか矢印とかで示しておりますけれども、現在各地域でこういったイメージの連携などを最終的な調整に入っております、まだ確定したものではありません。今後の状況を踏まえ次第、確定した情報として記載していきたいと思っております。2ページ目、3ページ目につきましても、暫定プランに基づいて取組を数字的に落とし込む様式となっております。こちらも現在各地域で作成を進めておりまして、間もなく完成するということで見込んでおります。

ただいま御説明しました暫定プランにつきましては、既に各団体さんの御意見をいただきまして、御了承いただいたものでございます。今後、この暫定プランに基づいて本県のさけふ化放流事業を進めてまいりたいと思っております。以上で説明を終わります。

○關会長

ありがとうございました。

県からの説明が終わりましたので質疑に入ります。

御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから発言願います。

どなたかございませんか。

はい、平井委員。

○平井委員

ありがとうございます。大変難しい課題だと思います。他道県から持ってくる卵と放流するというのはリスクが大きいと思う。標識放流、遺伝子解析など進めていくことであるが、宮城県だけで行うものではなく広域で取り組むべき問題だと思いますし、こういう課題は結構前から言われていると思うんですが、実際、どれぐらい今、全国レベルのさけを扱っている都道府県の海域でどの程度こういった調査が行われているのか教えていた

だければ。

○水産業基盤整備課 鈴木技術主任主査

ありがとうございます。

他道県産の種卵を移入するというのは、やはり他の県さんでもここ最近の来遊数の激減という中で取り組み始めたというところでございます。私の聞いているところですと、他道県の中の卵に標識をして、4年後どうなるのかというところの調査を行っているという話は他の県さんでも聞いていないという状況でございまして、本県では今年度から標識放流というものを実施できればと考えておりますが、その効果が見えてくるのは4年後というところで、見えてくるかなと思っております。以上です。

○關会長

よろしいでしょうか。

○平井委員

確か去年佐藤課長から、たぶんこの辺の海域に戻ってくるんじゃないかということを想定して放流するんだということをお話していたと思ったんですけれども、川に放流しなくても川の河口近くの海から放流したら、だいたいこの辺に帰ってくるだろうという考え方で今も放流しているということでしょうか。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

海中飼育についての話でそういったお話をしたかもしれません。海中飼育は、内水面のふ化場の池が足りなくなる、そっちをまわすために海で畜養してというふうな考え方でやっていたんですけども、海中飼育は河川に対しての遡上効率といいますかだんだんそういういった疑いの目を抱いてきたというのあります。ただ、今お話しあったように川に寄らなくても少なくとも宮城県の沖に来てくれれば、それを資源として活用できるだろうし、少なくとも健苗を大きくして放流できるというメリットはあるだろうということで、あと、これもひとつ重要だと思うんですけども、やはり、海の方々と内水面の方々が協力するという体制といった意味も含めて、県としては海中飼育は大事にしている経緯はございます。それと、先ほど耳石温度標識の話もありましたけれども、よその卵がどうかということではなくて、実際どれぐらいのさけがどういった回遊をしてどこに戻ってくるかという耳石温度標識を受けた放流というのは、水研さんが中心となって、うちの県の場合は江合でやりましたし、今は、気仙沼大川でその取組をやっています。水研さんのことで、オホーツクとかまで行って調査するといったようなことをやっておりますので、最終的には発表されると思いますけれども、取組としては行っていると理解いただきたいと思います。

○關会長

ありがとうございます。

平井委員、よろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

他にございませんか。

○關会長

1つ確認したいことがあるのですが、先ほどの説明の中に海産親魚の最大限の活用の中で、定置網からの親魚も活用する可能性について触れられたように思うのですが、定置網にこれまでさけ親魚が捕獲されている数量というのは把握されていらっしゃるんでしょうか。

○水産業基盤整備課 鈴木技術主任主査

ありがとうございます。定置網に入ったさけの親魚を使った海産親魚の取組というのは、平成27年度から南三陸町の方からスタートいたしまして、毎年、南三陸町であったり、石巻の雄勝であったり、東松島なんかで取り組んでおります。定置に入るさけ全てというわけではないのですが、そのうち採卵に供せるようなものだとかそういうものを選択していただいて、海産親魚として活用しているといったような状況でございます。

○關会長

数量的には分からぬ。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

数量は把握しております。海産親魚として約700尾くらい活用させていただきまして、海産親魚を提供していただく魚の代金については、稚魚の買い上げ経費と同じように高値で補助金を出して買うというようなことをしておりますので、なんとかその辺御理解いただいて、定置の方々には御協力いただきたいと思っております。

○關会長

大変な努力をされていることが分かりました。

どうもありがとうございました。

他に、高橋委員お願いします。

○高橋（一）委員

他道県からの移出に当たっての条件として海面への直接放流を求められた場合には、その条件を遵守するとありますが、これはどういうことなんですか。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

他の県から卵を持ってきて放流して、そのさけがその川に戻ってきてしまうと、長い間かけてその川に馴染んできたさけの形質・性質を阻害するという考え方になります。なの

で、なるべく遠くから持ってきた卵は川には放流しないで育てたら海に持っていくて海中飼育をして放流するということでこれまでやってきました。現在も、北海道については、種卵を提供する場合は、川には放流しないでくださいという条件を付けて提供していただく場合があります。その場合は、提供元がそういう条件を付けてくるのであればそれはやむを得ないと、遵守しますと。ただし、そういった条件がない卵については、今年からは資源をゼロから作り直すんだという考え方のもとに、その河川に直接放流することも始めようということで、今回、判断させていただいたということです。

○高橋（一）委員

こちらの川で放流すること、こちらの川の臭いなどさけの観測上、こちらの川に放流はしてもらいたくないんだという認識はありませんか。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

そういう風な考え方あまり聞いたことがないので、その地域の放流したさけに迷惑をかけるということはないかなというふうに考えてございます。

○關会長

高橋委員よろしいですか。

○高橋（一）委員

はい。

○關会長

他に御質問等なければ、報告事項（4）「宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）について」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（5）「令和4年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」を上程します。県から説明願います。

○水産業基盤整備課 鈴木技術主任主査

私の方から、資料8にあります報告事項（5）「令和4年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」御報告させていただきます。

表紙おめくりいただきまして、令和4年度秋さけ漁期の種卵確保対策についてという資料御覧いただければと思うのですが、基本的には先ほど御説明いたしました宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）に書かれた中身の中で、まずもってどのように今年度の種卵を確保していくのかといったような対策の方針を策定したものでございます。時間もございますので、一部割愛させていただきますが、特に2ページ目をお開きいただきますと、海面の漁業者さまの御協力の体制のもと、網揚げ、河川遡上への促進、網揚げの部分であったりとか海産親魚の活用をこれまで以上に、例えば、活用する尾数を増やしていく取組だ

とか、或いは、海産親魚をまわしていく時期の前倒しだとか、そういうところを現場現場で水研さんの判断も含めながら進めていければと思っております。

あと、3ページ目にありますとおり、種卵の移出入や他道県産種卵の移入ということで、他道県さんも宮城県同様大変厳しい状況でございます。もちろん、それぞれの道県さんの方で、自分のところの卵をまず確保してから、余剰分があればというところで御協力いただけるものと思っておりますが、調整を進めていきながら今年度の種卵を最大限確保してまいりたいと思っております。簡単ではありますが、説明は以上となります。

○關会長

ありがとうございました。

県からの説明が終わりましたので質疑に入ります。

御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから発言願います。
どなたかございませんか。

○關会長

なければ、報告事項（5）「令和4年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

○關会長

次に、その他に移ります。

何かござりますか。

なければ、事務局より事務連絡をお願いします。

○事務局 高橋総括次長

それでは事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について連絡させていただきます。来月10月は休会となりますので、次回は11月17日（木）、午後2時からと予定させていただきたいと思います。場所は県庁9階の第一会議室の方で開催を予定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によりましては、今回と同様にWEBで開催させていただく可能性もございますので、御承知の程よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局 高橋総括次長

　　關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) まだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について

協議事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

報告事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて
- (2) 仙台湾におけるはえなわ漁業の操業条件の運用について
- (3) 令和3年度さけ来遊状況及び令和4年度さけ来遊予測について
- (4) 宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）について
- (5) 令和4年度漁期の秋さけ種卵確保対策について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長 関哲夫

署名委員 鈴木章義

署名委員

伊藤新造

書記

瀧上瑞子

